

山梨県公報

第千四百二十九号

平成十五年

十一月十日

月 曜 日

目次

告示

河川区域の指定の一部改正……………七〇一

公告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………七〇一

告示

山梨県告示第五百四十三号

一級河川渋川に係る河川区域の指定(平成十二年山梨県告示第二十号)の一部を次のように改正する。

平成十五年十一月十日

山梨県知事 山本 栄彦

第十号図に係る区域を次のように変更する。

(「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡中地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

公告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年十一月十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡竜王町西八幡字柳原三二七七の一及び三二七七の三

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類

位置及び区域

道路

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都昭島市東町二丁目五番二十 四百十号 三井直樹

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年十一月十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

南都留郡河口湖町船津字下松ノ木三〇三〇の二、三〇三〇の三、三〇三〇の四、三〇四三の二、三〇四三の三、三〇五二の二、三〇五二の三、三〇五三の二、三〇五三の三、三〇五四の二、三〇五四の三、三〇六一の一及び三〇六一の二

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類

位置及び区域

道路

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士北麓・東部地域振興局建設部及び河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡河口湖町船津千四百五十七番地一ダイアパレス河口湖六百五号 有会社
アール・エス・ビジネス 代表取締役 原田晃史

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番